

標記回漕店ニ在リテハ八月三十日待遇改善ニ關シテ紛議發生九  
月九日解決セルガ其ノ状況左記ノ通り

記

一 發生ノ場所 芝浦ニシテ

二 發生並ニ解決年月日

發生 昭和十一年八月三十日

解決 九月九日

三 事業主側

(1) 名 稱 高取鷹助回漕店

(2) 所在地 芝浦一ノ三

(3) 事業主 高取鷹助

(4) 事業種類 船舶運輸業

(5) 資本金 個人經營 八万圓

(6) 企業系統

ナシ

(7) 使用労働者 男二十二名(船員三 船夫十九)

(8) 労働賃銀

船員	最高七〇〇〇	最低四二〇〇	平均六〇〇〇
船夫	六〇〇〇	三〇〇〇	五三〇〇

(9) 退職手當其他制度ノ有無 ナシ

(10) 事業主ノ団体關係 ナシ

四 労働者側

紛議参加者数 船夫 五名

組合關係 右五名ハ全詳關東運輸労働組合ニ加盟ス

應援団体 全詳關東運輸労働組合

五 發生原因

高取鷹助回漕店ニ在リテハ船夫ニ對スル運賃其他ノ諸給與  
カ從來一般ニ比シテ稍々劣ナリシ爲メ之ヲ改善ニ關  
シテ懇願ミタルニ容レラレス依ッテ船夫中ノ強硬分子大貴